

新除草・調節剤

カリアトールA粒剤 2,4 P A・A T A除草剤

(取扱メーカー) 2,4-D 協議会

石原産業株式会社

日産化学工業株式会社

対象雑草：水稻刈取後のマツバイ。

性状・作用特性：本剤は2,4 P Aナトリウム塩6%とA T A 3%を含む混合粒剤である。

(本剤の主成分である2,4 P AおよびA T Aの混合比の異なるカリアトール水溶剤およびカリアトール粒剤はすでに上市され、マツバイ、ヒルムシロ(北海道)などの防除に広く使用されている)。

本剤を稲刈取り跡のマツバイに処理すると、主として根部から吸収されて雑草体内を移行し、茎葉は勿論根まで枯らしてしまうので、極めて高い除草効果が得られる。また処理翌年の水稻に対する影響は全くなく安全である。

人畜毒性は低く、急性経口毒性LD50で2,4 P A(酸)375mg/Kg, A T A 1,500mg/Kgであり、魚毒性はコイに対するTLMが2,4 P A(Na)で40ppm以上, A T Aで570ppmと実用上問題がない。

使用方法：稲刈取り後から15日目頃までに10アール当り製品3~4.5Kgを手または散粒機で均一に散布する。

使用上の注意：①稲刈取り後の早い時期(マツバイの越冬芽形成前)に処理する事により高い除草効果が期待できるが、稲刈取り後、かなり日数を経過した場合および稲刈取り時期が遅

く、マツバイの越冬芽が既に形成された後あるいは低温時にマツバイの地上部が枯死した状態で処理すると効果が劣る。②湿田、半湿田のような土壤水分の多い所や、処理前後の降雨の多い所では非常に効果が高いが、土壤水分の少ない所では効力が劣るので注意する。③他の作物にかかると薬害が出るので散布中飛散しないよう注意し、使用後の器具はきれいに洗滌すること。

ファメイド乳剤 H W-40187乳剤

(取扱メーカー) 保土谷化学工業株式会社

対象作物：麦類

性状・作用特性：本剤はH W-40187乳剤の試験名で試験が実施された除草剤で、この成分は3,5-ジメチル-4'-ニトロフェニルエーテルで25%の乳剤である。

本剤は非ホルモン系の土壤処理型の除草剤で、雑草の発芽時に最も強い作用を示し雑草の発芽を抑制する。対象の草種はイネ科、広葉を問わず一年生雑草全般に効果を発揮する。本除草剤の有効成分は従来開発されているジフェニルエーテル系除草剤と異なり、その作用発現に対して光を要求しない新型のジフェニルエーテルであり、実用上麦に対して選択性除草剤として使用できる。土壤中の移動性は小さく、残効性は長い。

本剤のマウスによる急性経口毒性はLD50=2,730mg/Kg, 経皮毒性はLD50=3,000mg/Kg以上で極めて低毒性である。

新除草・調節剤

使用方法：麦の播種後10アール当り1.2～1.6ℓを50～100ℓの水に希釈して、土壌表面に均一に散布する。

使用上の注意：①覆土を2～3cmの深さに出

来るだけ均一にする。②共土はなるべく細かくする。③雑草の種子の発芽時に効果があるので、播種後の早い時期に散布する。④砂壤土では葉害のおそれがあるので使用を避ける。

植調協会だより

◎ 第16回役員会

昭和44年8月13日下記のことを審議のために役員会が開催された。

(1) 人事について

評議員会費の配分について

1. 昭和45年度以降植調協会評議員会費算定基準 改訂

資本金	農業 総売上高	除草剤 売上高	生育調節剤 売上高	試験委託 件数
40億円以上 10点	40億円以上 10点	26億円以上 60点	3.5億円以上 10点	90件以上 10点
35～39 9	35～39 9	22～25 54	3～3.4 9	80～89 9
30～34 8	30～34 8	18～21 48	2.5～2.9 8	70～79 8
25～29 7	25～29 7	14～17 42	2～2.4 7	60～69 7
20～24 6	20～24 6	10～13 36	1.5～1.9 6	50～59 6
15～19 5	15～19 5	6～9 30	1～1.4 5	40～49 5
10～14 4	10～14 4	2～5 24	0.5～0.9 4	30～39 4
5～9 3	5～9 3	1～1.9 18	0.1～0.4 3	20～29 3
1～4 2	1～4 2	0.5～0.9 12	0.01～0.09 2	10～19 2
1億円以下 1	1億円以下 1	5千万円以下 6	100万円以下 1	1～9 1
1億円以下 1	0 0	0 0	0 0	0 0
10% 10%	10% 10%	60% 60%	10% 10%	10% 10%

ア) 理事交代

保土谷化学工業㈱

新任 行方直夫氏

辞任 佐藤久之氏

全国購売農業協同組合連合会

新任 木村重雄氏

辞任 落合幸文氏

イ) 常任評議員会および評議員会開催に伴

なう昭和45年度評議員会費の算定基準

の改訂案について

次表のとおり決定された。

ウ) 事務所拡張について

事務所が手狭になって
いたところ、幸いに隣室
が空室となるので、これ
を借りることになった。

◎ 第5回常任評議員会・

第5回評議員会

昭和44年8月15日次の
件を審議するため常任評議員
会および評議員会を開催した。

2. 金額判定基準

71点以上	20万円	29～36	7万円
61～70	17	21～28	5
53～60	15	13～20	3
45～52	13	12点以下	1.5
37～44	10		